

公立大学法人神戸市外国語大学役員規程

2007年4月2日

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市外国語大学（以下「法人」という。）の役員の職務、任期その他役員に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(副理事長の職務分担)

第3条 副理事長は、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は欠員のときはその職務を行う。

2 副理事長の主な職務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事長不在の場合は理事長を代理して理事会を招集する。
- (2) 理事長の指示により特定の業務を分担し、関係する理事及び各部門の長の指導を行う。
- (3) 理事長が定めた範囲内で理事長の決裁事項を代行する。

(理事の職務分担)

第4条 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は欠員のときはその職務を行う。

2 理事長又は副理事長に事故あるとき又は欠員のときその職務代理する常勤理事の順序は総務担当、学生担当、教務担当、学術担当の順とする。

第5条 公立大学法人神戸市外国語大学組織規程第7条第2項に規定する理事が担当する職務は、次の各号に掲げるところによる。ただし、第1号から第4号に掲げる職務は、常勤理事が行うものとする。

(1) 総務担当

総務、企画、人事・労務、財務、広報、施設、情報管理、大学評価の総括及びその他理事長が必要と認めた事項

(2) 学生担当

学生支援（休学・退学、処分、支援、相談、就職）、留学及び留学生の受入、国際交流及びその他理事長が必要と認めた事項

(3) 教務担当

学部教育、入試、情報化の推進、IRに関する事項及びその他理事長が必要と認めた事項

(4) 学術担当

学術研究，大学院教育，外部資金の受入れ，地域貢献，学術情報センター及びその他理事長が必要と認めた事項

(5) その他

前各号に掲げるもののほか，理事長が必要と認めた事項

第6条 理事のうち1人が欠員となった場合は，その後任が補充されるまでの間，理事長が定める他方の理事が欠員となった理事の職務を併せて担当する。

(理事の任期)

第7条 理事の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

2 補欠の理事の任期は，前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず，理事の任期は，当該理事を任命した理事長の任期の末日までとする。

(監事)

第8条 監事に関し必要な事項は，地方独立行政法人法（平成15年法律第118号），法人定款，理事会規程，組織規程に定めるほか，別に定めるところによる。

附 則

1 この規程は，2007年4月2日から施行する。

2 第3条に定める副理事長の職務については，副理事長が任命されるまでの間，第5条第1号に定める総務担当理事がその職務を行うものとする。

3 第5条第4号に定める国際交流・地域貢献担当理事の職務については，国際交流・地域貢献担当理事が任命されるまでの間，同条第3号に定める学術担当理事がその職務を行うものとする。

附 則

この規程は，2008年3月3日から施行する。

附 則

この規程は，2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，2019年4月1日から施行する。